

議案第61号

飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第19条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第20条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の飯能市職員の給与に関する条例第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号（同条例第19条の4第5項及び第20条第7項において準用する場合を含む。）、第19条の4第1項及び第2項第1号並びに第20条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2～3 省略</p>	<p>2～3 省略</p>
<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5～6 省略</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定</p>	<p>5～6 省略</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定</p>

にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)～(4) 省略

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を

にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)～(4) 省略

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を

超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

(休職者の給与)

第20条 省略

2～5 省略

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員についてはこの限りでない。

7 省略

超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

(休職者の給与)

第20条 省略

2～5 省略

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員についてはこの限りでない。

7 省略

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正)
 第七十二條 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第一号、第五十一條第二号イ及び第六十四條第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第七十三條 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一条を加える。

(引取業に関し行った行為の取消しの制限)

第十條の二 引取業者(個人に限り、未成年者を除く。)が当該事業に関し行った行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第十一條中「前条」を「第十條」に改める。

第四十五條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十六條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十二條第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十二章 防衛省関係

(自衛隊法の一部改正)

第七十四條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、又は「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の二」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九十七條(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。)、第一百一十條、第一百四十三條、第一百四十九條、第二百五十二條、第二百五十四條(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。)、及び第六十八條並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條(国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一條(地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。)、第四十二條から第四十八條まで、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十九條まで、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定を除く。)、

第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十條(職業能力開発促進法第三十條の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第百零五條まで、第百零四條、第百零八條、第百九條、第百十二條、第百十三條、第百十五條、第百十六條、第百十九條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十三條、第百三十三條、第百三十五條、第百三十八條、第百三十九條、第百六十一條から第百六十三條まで、第百六十六條、第百六十九條、第百七十條、第百七十二條(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九條第一項第一号の改正規定に限る。)、並びに第百七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第百四十五條(建築基準法第七十七條の十九第七号及び第七十七條の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七條の五十九の改正規定(同法第六号中「第七條第五号」を「第七條第四号」に改める部分に限る。))及び第百四十六條(建築士法第十條の二十三、第十條の三十六第一項、第二十二條の三第二項、第二十六條の五第二項及び第三十八條第五号の改正規定を除く。))の規定 令和元年十二月一日

四 第百七十一條の規定 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二條 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定、以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。))に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六條第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一條の規定による改正後の国家公務員法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 施行日前に第五條の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一條の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十條において「旧国家公務員法」という。))第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した場合に限る。をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條の四の規定による退職手当に係る同法第七條第一項の規定による在職期間の計算については、第五條の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九條の規定による改正後の信託法第七條、第五十六條第一項(同法第百二十八條第一項、第百三十四條第一項及び第百四十一條第一項において準用する場合を含む。))及び第百二十四條(同法第百三十七條及び第百四十四條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四十条第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十三条の五第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十六条第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第九十九条第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五節 消費者庁関係

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第四十条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

第三章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第四十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の二十八第二項中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「者で」を「者で」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十項及び第十一項」を「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改め、同表薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の項中「第八條第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項」を「第八條第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」に、「第八條第七項」を「第八條第六項」に、「第八條第十項後段」を「第八條第九項後段」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十二条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号と同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十二条中「会社の使用人でなくなつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 会社の使用人でなくなつた場合

二 心身の故障により認証事務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるものに該当すると認められる場合

(地方税法の一部改正)

第四十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百七条第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ」に、「終わつてから」を「終わり」に、「二年」を「三年」に改め、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

(地方公務員法の一部改正)

第四十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第十六条第二号、第三号若しくは第五号の二」を「第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれか」に、「犯し」を「犯し」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「外」を「ほか」に改め、同条第八項中「第十六条第二号、第四号又は第五号の二」を「第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれか」に改め、同条第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十二項中「規定は」を「規定は」に、「に」を「について」に、「に」を「について」に、「に」を「に」に改め、同条第十三条の見出しを「(平等取扱いの原則)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第五号に規定する」を「第十六条第四号に該当する」に、「外」を「ほか」に、「差別されては」を「差別されては」に改める。

第十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二十八条第二項中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に、「反して」を「反して」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に、「に」を「いづれかに」に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十五条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「も」を「者」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者で」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「経過しない者」を「経過しないものに」に改め、同号を同条第七号とする。

第七条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項中「抹消に」を「抹消について」に改める。

参考

(抜 粋)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣官房関係 (第一条・第二条)

第二章 内閣府関係等

第一節 本府関係等 (第三条―第八条)

第二節 国家公安委員会関係 (第九条―第十六条)

第三節 個人情報保護委員会関係 (第十七条・第十八条)

第四節 金融庁関係 (第十九条―第三十九条)

第五節 消費者庁関係 (第四十条)

第三章 総務省関係 (第四十一条―第四十九条)

第四章 法務省関係 (第五十条―第五十九条)

第五章 財務省関係 (第六十条―第六十六条)

第六章 文部科学省関係 (第六十七条―第七十三条)

第七章 厚生労働省関係 (第七十四条―第七十七条)